

山梨県公報

第二千五百五十一号

平成二十七年

十月十九日

月 曜 日

目次

告示

○保安林の指定の予定(五件)……………六六五
○建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任……………六六六

公告

○随意契約の相手方の決定について……………六六七
○松くい虫駆除命令内容の公表……………六六七
○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十件)……………六六八
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………六七〇

告示

山梨県告示第三百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

北杜市高根町清里字日影田一三八八、一四一六、一四一七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日影田一三八八・一四一六・一四一七(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

南アルプス市上宮地字上ノ山三九〇八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ノ山三九〇八(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

甲府市右左口町字日蔭山四六八八の一・梯町字日向山一一八六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日向山一一八六の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

西八代郡市川三郷町畑熊字前畑一二七、一二九から一三二まで、字柵林八〇・一〇一・一一九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇三、一〇五、一〇六、一一四、一一五、一一八、一二三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字前畑一二七・一二九から一三二まで・字柵林八〇・一〇一・一〇三・一一五・一一八・一一九（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

山梨県告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

南巨摩郡早川町初鹿島字差越三六四、三六八、字日向山四二二、四三九から四四一まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字差越三六八・字日向山四四〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により、指定

構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七
七条の三十五の八第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

(一) 名称 一般財団法人住宅金融普及協会

(二) 住所 東京都文京区関口一丁目二十四番二号

二 業務区域

山梨県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都文京区関口一丁目二十四番二号関口町ビル

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務及び
当該構造計算適合性判定の業務の開始の日

(一) 業務 建築基準法第十八条の二第四項において読み替えて適用する同法第六条の

三第一項及び第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定が必要な全ての建築

物の構造計算適合性判定の業務

(二) 業務の開始の日 平成二十七年十月十五日

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十
五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブ
で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の
国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年十月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

(一) 名称 番号制度の導入に伴う山梨県税務システム改修業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県総務部税務課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十七年九月三日

四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

(二) 住所 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

五 契約金額 六千二百五十五万三千六百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県税務システムの維持管理業務の受託者であ

り、当該システムに含まれる著作権を有する者であるため（地方公共団体の物品等又

は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第

一項第二号該当）

● 松くい虫駆除命令内容の公表

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、次
のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定に
より公表する。

平成二十七年十月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 区域及び期間

1 区域

甲斐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び
中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 期間

平成二十七年十一月九日から同年十一月十六日まで

二 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫

三 行うべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、
当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をはく皮
したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存
するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松く
い虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮
したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している
枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況に鑑み、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、中北林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。
- 4 知事は、三の1に規定する樹木、三の2に規定する伐採跡地又は三の3に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。
- 5 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年十月十九日

- 一 処分をした年月日 平成二十七年九月七日 山梨県知事 後 藤 齋
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社渡辺興業
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市牧丘町倉科五百八十四番地二
 - 3 代表者の氏名 渡邊昌博
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第六九八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年九月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年十月十九日

- 一 処分をした年月日 平成二十七年九月七日 山梨県知事 後 藤 齋
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 三共建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 北都留郡丹波山村八百十一番地二
 - 3 代表者の氏名 白木孝郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第一七三三三号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年九月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年十月十九日

- 一 処分をした年月日 平成二十七年九月十三日 山梨県知事 後 藤 齋
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号又は名称 市川工務店
- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市野牛島二千三十九番地
- 3 代表者の氏名 市川吉春
- 3 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第一三三八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年八月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年十月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年九月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 トザワ工業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市北新二丁目十一番十九号
 - 3 代表者の氏名 戸澤政
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第七四八〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年八月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年十月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年九月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 アルファ―

- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市玉川千四百十三番地十
- 3 代表者の氏名 成川睦郎
- 3 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第七八八二号
- 四 処分の内容 建築工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年八月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年十月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年九月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社五味組
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上町千二十三番地九
 - 3 代表者の氏名 五味健二
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第三一六五号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年九月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年十月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年九月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 志村工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市上野原四千七十八番地五
 - 3 代表者の氏名 志村剛
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第九七六四号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装

仕上り工業に係る一般建設業の許可の取消し
 五 処分の原因となった事実 平成二十七年九月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十七年十月十九日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 処分をした年月日 平成二十七年九月十八日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 加々美工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市牧丘町第七百八十九番地一
 - 3 代表者の氏名 加々美正美
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第四一四二号
 - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、及び内装仕上り工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十七年九月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十七年十月十九日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 処分をした年月日 平成二十七年九月二十三日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 松井木工所
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市東三百二十八番地
 - 3 代表者の氏名 松井敬司
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第六七二八号
 - 四 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十七年八月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十七年十月十九日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 処分をした年月日 平成二十七年九月二十四日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 桃李
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市一宮町塩田七百三十八番地三
 - 3 代表者の氏名 小林美人
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二六）第九八二四号
 - 四 処分の内容 土工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十七年九月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士吉田市剣丸尾西土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。
 平成二十七年十月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

氏名	住所
遠山 喜一郎	富士吉田市松山千二百二十九番地
早川 真	富士吉田市新西原一丁目十番十三号
刑部 政衛	富士吉田市中曾根一丁目三番十号
小野 將史	富士吉田市新西原三丁目三番十四号
織田 勉	富士吉田市松山二丁目四番十号

園田 英夫	富士吉田市下吉田八百七十三番地
遠山 満	富士吉田市新西原四丁目九番七号
舟久保 文一	富士吉田市小明見四千百四十九番地
和光 惇	富士吉田市松山一丁目十三番七号
和光 文雄	富士吉田市松山一丁目四番三号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番